

横沢入里山保全地域

1. 里山保全地域の指定

東京都は「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、平成18年1月5日付で、あきる野市横沢入地区を東京都初の里山保全地域として指定した。

2. 里山保全地域とは

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域。(平成12年条例改正により新設された制度)

3. 指定までの経過

旧五日市町時代の平成元年に長期総合計画を策定し、当地区を計画的市街化の誘導を図る地域として位置付けた。平成2年JR東日本が住宅地開発を計画し、用地買収及び開発協議を進めてきた。その後、バブル崩壊以降、計画地域の丘陵部は原則として開発を抑制し、自然を保全する方向への転換を基調とするものになってきた。

平成12年にJR東日本から住宅地開発について継続することは困難である旨の見解が出され、同年策定したあきる野市都市計画マスタープランで、市民をはじめ多くの人々が自然と親しめるような土地利用を目指した「人と自然のふれあいゾーン」に位置付けられた。このことから、市は当地区を里山保全地域として東京都に指定してもらうための働きかけを行った。その結果、当地区は平成17年3月31日、JR東日本より東京都に無償譲渡され、東京都は、平成18年1月5日付で「横沢入里山保全地域」に指定した。

4. 面 積

485, 675. 43 m²

5. 区域の概要

横沢入は武蔵野段丘の最奥部、五日市丘陵とそれに囲まれた盆地とかなる地域で、標高は約190mから310m程度である。里山を構成

する谷戸部は、草堂の入、宮田の入など七つの谷戸から構成され、谷戸頭から水が湧出し、細流となって中央で一つの流れとなり、秋川に注いでいる。丘陵部は、馬蹄形の配置をなす特異な形状であり、古くから植林が行われた地域である。

6. 指定理由

当地域は、複雑な地形と植生に依拠し、多様な動植物が生息、生育している。土地の改変は少ないが、農耕が中止されて久しく、谷戸や雑木林が適切に管理されていない状況にある。当地域を里山保全地域に指定することにより、里山の自然を積極的に回復し、保護する必要がある。

7. 自然の概要及び特質

横沢入の谷底部の面積は約 7 ha に及び、複雑な地形と斜面部及び谷底部の植生がおりなす景観は、里山としての状況を現在でも残している。また、周辺が急速に市街化する中で、当地域には七つの沢と中央湿地が残され、多様な環境に生息、生育する多くの動植物種が見られる貴重な場所となっている。

地質的には丘陵部の地盤は泥岩や砂岩を主体とするやや固い岩石からなり、その上に表土が薄く覆っている。また、丘陵部は古くから伊奈石の採掘場として利用され、いまだにその遺構をとどめている。

丘陵部の植生は、コナラ・クリ群集、スギ・ヒノキ植林で占められている。植林地は間伐などの管理が行われていないため、植栽密度が高いまま高木化し、中木及び草本類の育成も悪く、単調な樹林となっている。

当地域の七つの沢に沿う谷戸と中央湿地では、かつては水田や畠が耕作され、里山景観が保たれていたが、近年では、一部で水田耕作が行われているものの、多くは耕作地としては利用されていない。そのため、時間的経過と立地の水分条件等により、ヨシやヒメガマ等の高茎草地やセリ、チゴザサ、ミゾソバ等の低茎草地の他に、オオブタクサ等の帰化植物が広がっている。また、一部には、低木林化したヤナギ群落も見られる。

この起伏に富んだ環境に依存して、哺乳類では、タヌキ、ノウサギ等が生息し、鳥類では、オオタカ、サシバ、ウグイス等多くの種類が記録されている。

沢や水路には、ゲンジボタルやヘイケボタル等の昆虫類、両生類では、トウキョウサンショウウオ、イモリ等、また魚類では、ホトケドジョウ等が確認されている。

8. 自然の保護と回復の方針

明るく開けた里山の景観を復元し、保全していくため、里山を構成するコナラ林やスギ・ヒノキ植林地、水田や畑等の農地について、人の手を継続的に入れていく。

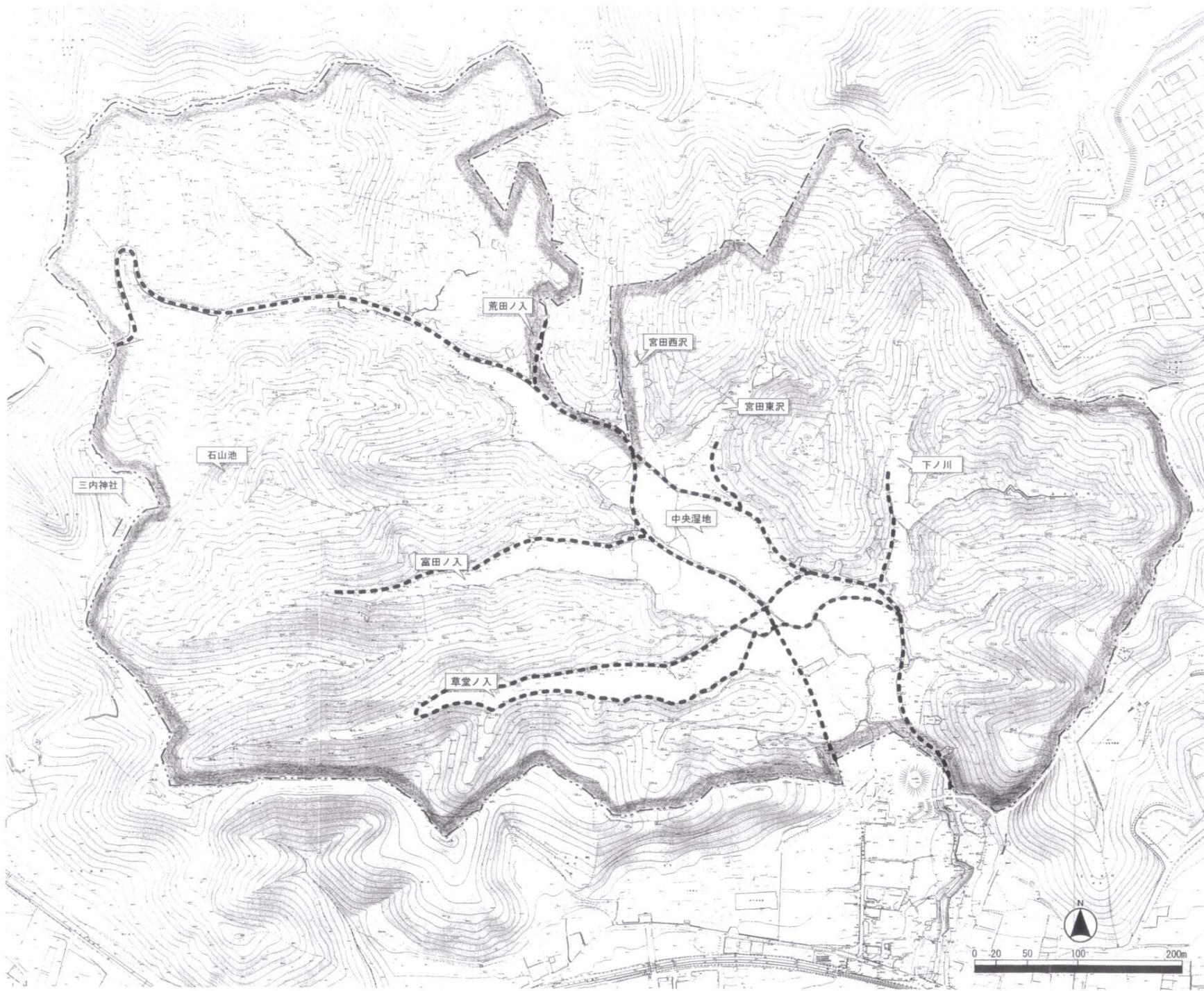
- (1) コナラ林は、皆伐、除間伐、萌芽更新、下刈などを行い、生物多様性に富んだ状態にしていく。手入れの行き届いていないスギ・ヒノキ植林地については、皆伐や除間伐などにより適切な管理を行うとともに、一部は林種の転換を図り、針広混合林に誘導する。コナラ林等の樹林地やスギ・ヒノキ植林地は、都民の自然とのふれあいの場、林業体験の場として活用を図る。
- (2) 耕作が放棄された水田では、水路等の基盤整備を行い、湿地化や復田を進めていく。また、自然とのふれあいの場、自然を体験する場などとして活用を図るほか、貴重な動植物の生息生育する環境にふさわしい自然空間として回復し、保全していく。
- (3) 貴重な動植物について保護を図るとともに、生態系の維持を図るために、他地域からの動植物の持ち込みについて制限する。また、帰化植物等については、適切な対応を進めていく。
- (4) 伊奈石石切場の遺構については、遺構の保全に留意しながら、地域の文化・歴史を学ぶ場として整備等を行い、利活用を図っていく。

※伊奈石石切場：一説には仁平二年（1152年）から信州伊那より石工集団が住みつき、採掘され始めたと言われる。採掘は、隣村の石工が文化5年（1808年）まで行っていたことが史料で確認できる。遺構は山腹にあり、岩盤に石を切り出した賢坑の跡等があり、当時の採掘状況が伺われる。

凡 例

----- : 基本的な監視ルート

□ : 里山保全地域指定地



保守巡回ルート